

“海外”と 少しでも関係する 先生方へ

・・・私たちの研究が兵器等に転用されないために・・・

海外への物品(装置・試料等)の輸出、海外へのメール送信、
海外出張、そして留学生の受け入れまで・・・

グローバルに展開する大学の研究活動等は、常に“海外”と
接点があるため、外為法に基づいた**安全保障輸出管理**が必
要です。

危険な相手先に情報や技術が漏洩したり物品が渡ったりす
ることを避けるため、平和を守る国際社会と協調して、大学人
としての責任を全うするように心がけましょう。

■「安全保障輸出管理」とは

日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事目的に利用可能な貨物（装置・試料等）及び技術を、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようにするための管理制度で、日本においては、**外国為替及び外国貿易法（外為法）**に従って実施されています。

■大学での研究活動も該当します

安全保障輸出管理は「**貨物の輸出・技術の提供**」が対象となります。大学では関係のない管理に思われがちですが、実際には、**研究活動やそれに関連して行う以下のような活動も対象となる可能性があります。**

- 海外出張する。 ■ 海外に装置、試料等の物品を持っていく、送付する。
- 海外の研究者に資料を持っていく、送付する、メール・FAXを送信する。
- 海外の大学・機関・研究者と共同研究する。 ■ 外国人（留学生、研究者、訪問者等）を受け入れる。

安全保障輸出管理の対象となる**貨物・技術の内容及び輸出・技術提供の手段**は以下のとおりです。

- 「**貨物**」：装置、試料、試作品等の物品類（装置の部品などの部分品も含む）
- 「**技術**」：【**技術データ**】 文書、ディスク・USBメモリ等の記憶媒体、青写真、設計図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等
【**技術支援**】 技術指導、技能訓練、作業知識の提供やコンサルティング等
- 「**輸出**」：海外に送付する、自身で持ち出す（持ち出して持ち帰る場合も含む）
- 「**提供の手段**」：文書による提供、ディスク・USBメモリ等の記憶媒体での提供、通信回線（電話、FAX、電子メール等）による提供、口頭での伝達

外国為替及び外国貿易法（外為法）及び関係する政省令において、経済産業大臣の許可が必要とされている貨物の輸出・技術の提供が定められており、無許可で行った場合には、刑事罰と行政制裁が科せられることになります。これらの罰則は、当該輸出・提供を行った個人だけでなく、当該個人が属する法人も対象（両罰規定）となります。

安全保障輸出管理は**大学・研究機関等における研究活動を阻害することを意図したものではなく、グローバルな研究活動に支障をきたさないよう支援するためのものです。**

経済産業大臣への許可申請は大学本部から行いますが、ケースによっては許可申請から許可の取得まで相応の日数が必要な場合もありますので、研究計画等に支障をきたすことのないよう常に早めの手続きをするように心がけてください。

■規制について

安全保障輸出管理に関する規制は主に以下により行われています。

■ リスト規制

輸出しようとする貨物が輸出令別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。国際的な合意に基づき、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高い貨物・技術を規制しています。

■ キャッチオール規制

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術がリスト規制に該当しない場合でも、定められた要件に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。キャッチオール規制には、大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制とがあります。

大量破壊兵器キャッチオール規制

ホワイト国（6ページ①参照）以外へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて大量破壊兵器（6ページ⑤参照）の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制します。

通常兵器キャッチオール規制

国連武器禁輸国・地域（6ページ④参照）へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の用途からみて通常兵器（6ページ⑥参照）の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制します。

■大阪大学での管理体制と学内手続きの流れ

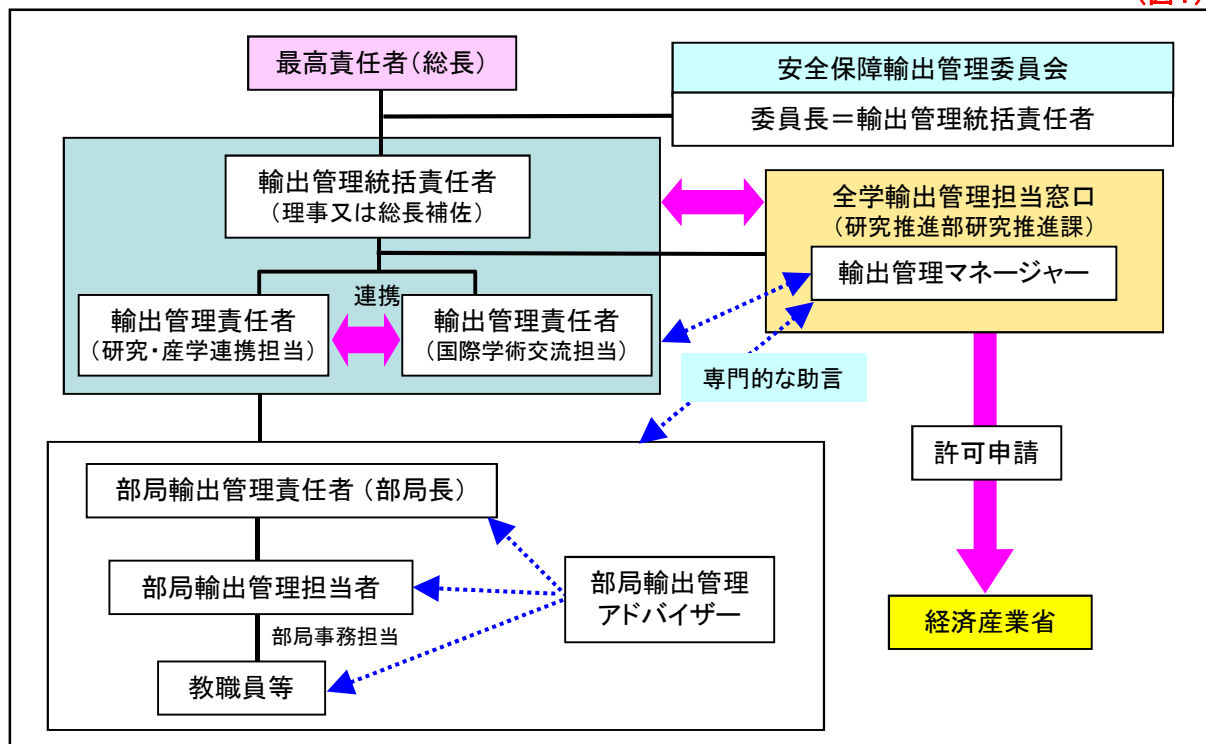
■ 大阪大学安全保障輸出管理体制

大阪大学では、総長を最高責任者とした全学的な安全保障輸出管理体制をとっています（図1参照）。全学委員会として安全保障輸出管理委員会が設置され、規程の制定・改廃等の重要事項を審議します。

部局においては部局長が部局輸出管理責任者を務めます。部局ごとに輸出管理アドバイザーを定めることもできます。また、部局輸出管理担当者が置かれ、部局における輸出管理事務を担当します。

全学輸出管理担当窓口には輸出管理マネージャーが配置され、学内関係部署に対し、専門的な助言を行います。教職員等から全学輸出管理担当窓口及び輸出管理マネージャーへ直接相談することもできます。

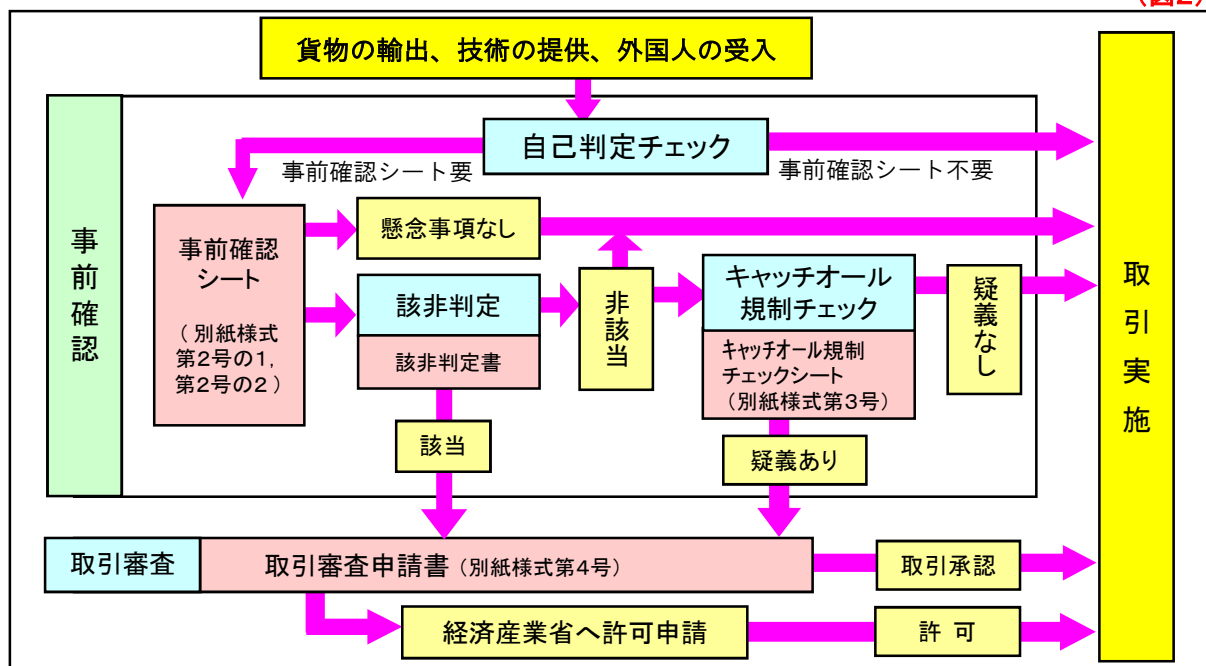
(図1)



■ 大阪大学での学内手続き

大阪大学では、学内での安全保障輸出管理について「自己判定チェック」⇒「事前確認」⇒「取引審査」の順に手続きをすることとしています（図2参照）。事前確認は部局で行い、必要の場合は取引審査を経て全学輸出管理担当窓口より大阪大学として経済産業省へ許可申請を行います。

(図2)



事前確認シート、キャッチオール規制チェックシート、取引審査申請書その他の様式は以下の場所で取得していただけます。

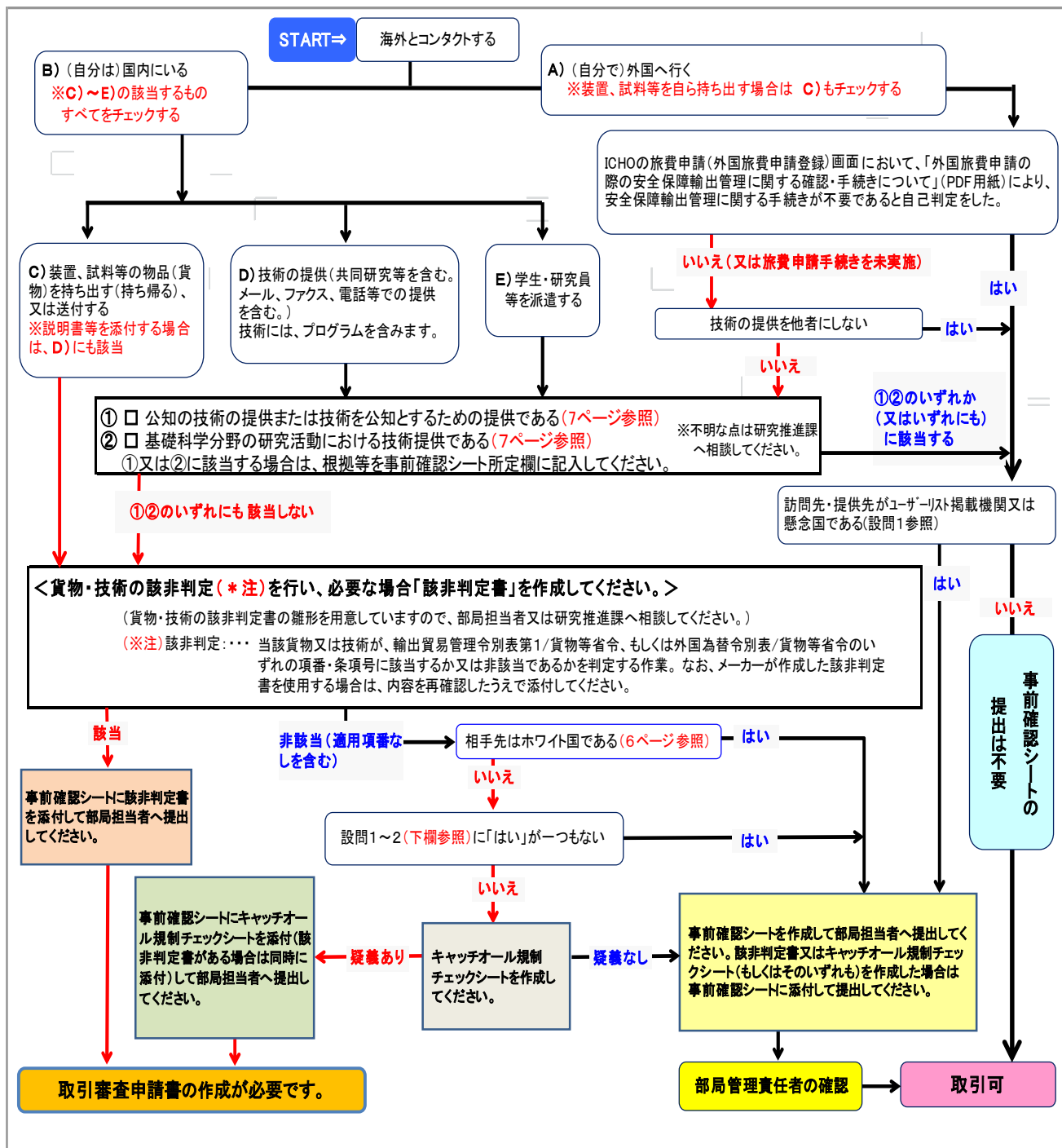
※大阪大学個別ID・パスワードが必要です。

[ICHOドキュメント管理 研究協力関係(全学教職員共有) ⇒ 研究推進関係 ⇒ 安全保障輸出管理関係
[マイハンダイ] 本部事務機構 ⇒ 研究推進関係 ⇒ 安全保障輸出管理関係

■安全保障輸出管理に関する手続きが必要か？ ①技術の提供、貨物の輸出

海外へ装置・試料等の物品を持っていく・送付する、海外の研究者に資料を持っていく・送付する、メールを送る、海外出張する等の場合、まず以下のフローチャートで自己判定チェックを行ってください。

この自己判定チェックは、正式には事前確認シート（様式2の1）の裏面で行うことができます。



設問1 相手先が外国ユーザーリスト掲載企業・組織、懸念国、国連武器禁輸国・地域である。(6ページ参照)

設問2 入手した文書等により、輸出貨物又は提供技術について以下の事項を確認してください。

- ① 貨物・技術が、核兵器等 (核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、ロケット若しくは無人航空機) の開発等 (開発、製造、使用、若しくは貯蔵) に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、相手先が核兵器等の開発等を行っている、又は過去に行っていた。
- ② 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる、又は用いられる疑いがある。
- ③ 外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者によって化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いる、又は用いられる疑いがある。

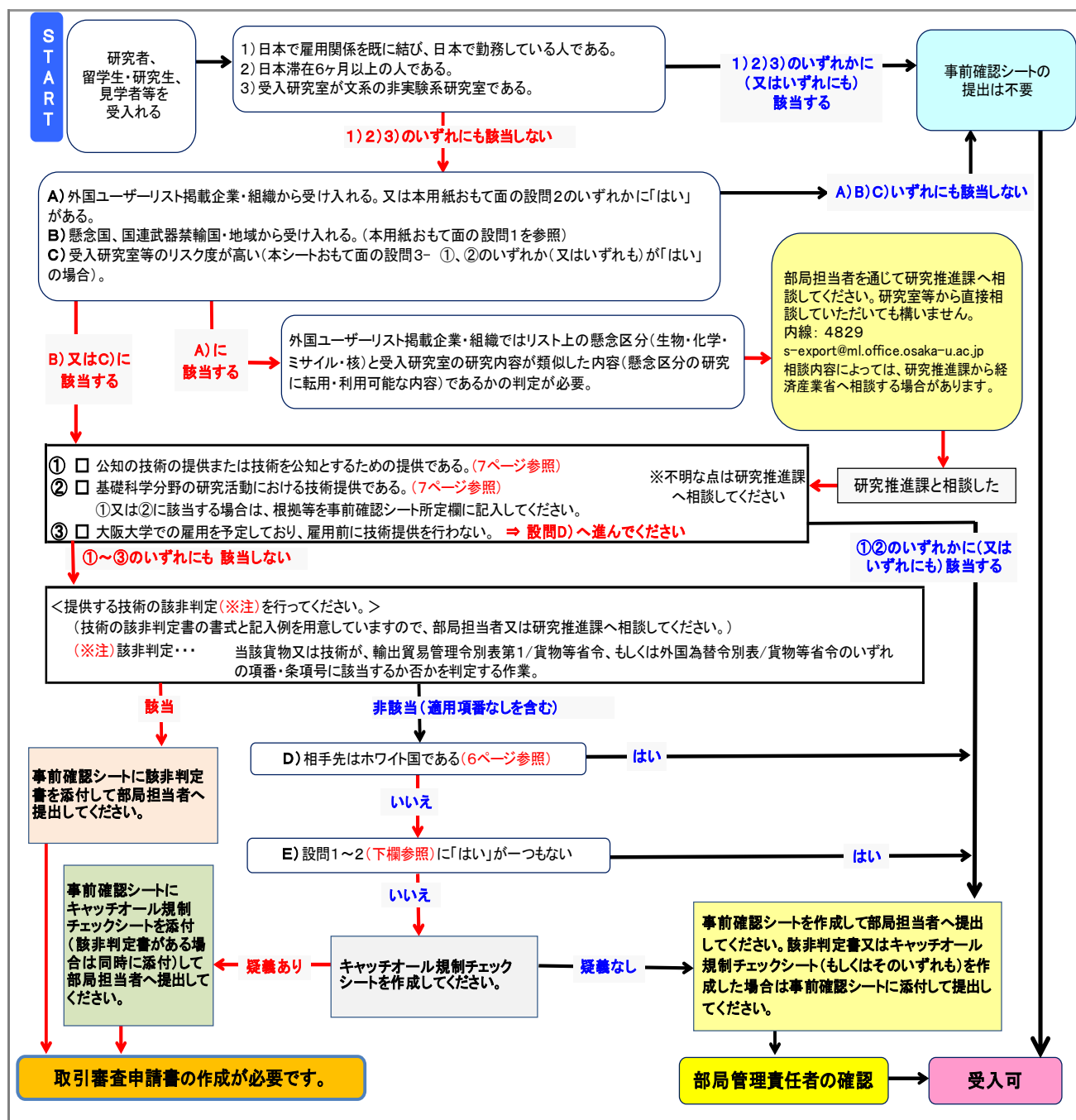
事前確認シート、キャッチオール規制チェックシート、取引審査申請書その他の様式は以下の場所で取得していただけます。

[ICHOドキュメント管理] 研究協力関係 (全学教職員共有) ⇒ 研究推進関係 ⇒ 安全保障輸出管理関係

[マイハンダイ] 大学本部事務機構 ⇒ 研究推進関係 ⇒ 安全保障輸出管理関係 ※大阪大学個人ID・パスワードが必要です。

■ 安全保障輸出管理に関する手続きが必要か？②外国人(留学生、研究者、訪問者)の受入

海外から留学生、研究者、見学者等を受け入れる場合、まず以下のフローチャートで自己判定チェックを行ってください。この自己判定チェックは、正式には事前確認シート（様式2の2）の裏面で行うことができます。



設問1 外国ユーザーリスト掲載企業・組織、懸念国、国連武器禁輸国・地域から受け入れる。(6ページ参照)

設問 2

- ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、受入予定人物に不審点がある。
- ② 受入予定人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。
- ③ 提供技術が、核兵器等（核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、ロケット若しくは無人航空機）の開発等（開発、製造、使用、若しくは貯蔵）に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、受入予定人物が所属する（していた）機関が、核兵器等の開発等を行っていることが、入手した文書等に記載されている。
- ④ 入手した文書等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。
- ⑤ 受入予定人物が所属する機関が、外国の軍又は警察である。又は、これら機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等もしくは宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがあることを入手した文書等によって知っている。

事前確認シート、キャッチオール規制チェックシート、取引審査申請書その他の様式は以下の場所で取得いただけます。

「ICHOPドキュメント管理」研究協力関係(全学教職員共有)⇒研究推進関係⇒安全保障輸出管理関係

「マイハンダイ」大学本部事務機構 ⇒ 研究推進関係 ⇒ 安全保障輸出管理関係 ※大阪大学個人ID・パスワードが必要です。

用語の説明

① ホワイト国

安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国（27か国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

② 外国ユーザーリスト

外国ユーザーリストとは大量破壊兵器の開発等へ関与が懸念される企業・組織（大学、研究機関を含む）を経済産業省が公表しているリストです。

リスト掲載企業・組織へ提供する場合、その貨物、技術が指定されている懸念区分にあるものか確認の必要があります。

外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業が属する国・地域（11か国・地域）：

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港

【懸念区分等詳細】

経済産業省・安全保障貿易管理のホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）の「キーワードで調べる」 → 「外国ユーザーリスト」

③ 懸念国

大量破壊兵器を製造している懸念があるため、輸出規制が特に厳格にされている国（3か国）：

イラン、イラク、北朝鮮

④ 国連武器禁輸国・地域

国連安全保障理事会で武器禁輸が決議されている国・地域（12か国）：

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

⑤ 大量破壊兵器

核兵器、生物兵器、化学兵器及びそれらの運搬手段であるミサイル等を総称して大量破壊兵器と呼びます。

⑥ 通常兵器

大量破壊兵器（核兵器・生物兵器・化学兵器・ミサイル）以外の兵器で、銃や爆弾、軍用車両、軍用航空機等の武器を指します。

例外規定

貨物（装置・試料等）の輸出・技術の提供に際して、貨物・技術の種類が規制の対象となる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、**経済産業省への許可が不要**となりますので、それぞれの場合に応じた学内手続きを行ってください。

● 貨物の輸出に関する例外規定

- **無償特例**：無償で輸入し無償で返送する特定の貨物又は後日無償で輸入する予定で無償で輸出する特定の貨物
- **少額特例**：一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの
- **部分品特例**：輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組み込まれている場合

☆学内手続き … 事前確認シート作成時に該非判定を行った結果、該当であることが判明した場合、**取引審査申請書**を作成し、該当事項にチェックする。

例外規定の詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「申請手続き」⇒「例外規定（特例）貨物の適用可否判断」

● 技術の提供に関する例外規定

■ 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引

- （例）・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ・学会誌、公開特許情報等、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
 - ・予め設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
 - ・ソースコードが公開されているプログラムの提供
 - ・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

☆学内手続き … 事前確認シート作成時に、該当事項にチェックする。

■ 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

基礎科学分野の研究活動：自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であつて、特定の製品の設計または製造を目的としないもの。工学系の場合はほとんどの研究が応用研究・開発につながる可能性があるため、外為法上の基礎科学分野の研究活動に該当する場合は非常に少ないと思われます。

（要注意：「大学の研究」＝「基礎科学分野の研究」ではありません！）

☆学内手続き … 事前確認シート作成時に、該当事項にチェックする。

■ 必要最小限の使用技術

- ・貨物の輸出に併せて行われる据付、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件を満たすもの
- ・プログラムの提供に併せて行われるインストール、操作等のための必要最小限の技術提供のうち、一定の要件を満たすもの

☆学内手続き … 事前確認シート作成時に該非判定を行った結果、該当であることが判明した場合、**取引審査申請書**を作成し、該当事項にチェックする。

例外規定の詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> の「申請手続き」⇒「例外規定（特例）技術の適用可否判断」

表1. リスト規制対象貨物一覧

許可の取得が義務付けられている貨物・技術です。経済産業省・安全保障貿易管理のホームページ
(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>)「キーワードで調べる」⇒「貨物・技術のマトリクス表」で各品目ごとに規制されている仕様や能力のスペックが確認できます。

2015年10月1日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	誘導路・アーク炉・溶解炉等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	アイソスタックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	セリウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学薬剤の原料、軍用化学薬剤	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	るつぼ	(2)	化学薬剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・リードーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ジルコニウム	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	ビニルアルコール・圧電重合体他
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	遠心力式釣合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	タン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(5)	タン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウラン・タン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	圧力計・ペローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	スクロール型圧縮機等	(8)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	直流電源装置	(9)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	電子加速器・エックス線装置	(10)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	衝撃試験機	(11)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	高速撮写可能なカメラ等	(12)	ノズル	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(16)	ビスマレイド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	アイソスタックプレス・制御装置	(17)	ビニルアルコール・共重合体他
		(43)	光電子増倍管		複合材用の炉・制御装置	(18)	フッ素・フッ素合金・成型品等
		(44)	中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲルマニウム他
			遠隔操作のマニピュレーター				

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・カルウム他有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	焼・珪素他有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化水素素化合物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	8 電子計算機		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタックプレス等	9 通信		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	計・校正装置他	(1)から(4)、(15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等	
(6)	測定装置等	11 航法装置		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレイアンテナ	12 海洋関連		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	インターネット通信監視装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	設計・製造装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ	(8)	暗号装置等	13 推進装置		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	非暗号型情報通信システム	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	(10の2)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他	(4)	水中カメラ等	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル計測用記録装置		(9)の設計・製造・測定装置他	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	10 センサー等		(6)	水中ロケット	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(1)	水中探知装置等	(7)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(2)	光検出器・冷却器等	(8)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(3)	センサー用の光ファイバー	(9)	浮力材	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(4)	高速度撮写可能なカメラ等	(10)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等	(5)	反射鏡		妨害用水中音響装置		ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等	(6)	宇宙用光学部品等				
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

※【変更】【追加】等は
2015年10月1日施行

兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3)1)」より

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

- これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要で。
- 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するかどうかのチェックを行う際に活用ください。

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について 1.(3)2)」より

2013年10月15日改正

(2013年10月15日改正前は輸出貿易管理令別表第1 16の項(1)にて規制)

- ニッケル合金又はチタン合金
- 焼結磁石
- 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 作動油として使用することができる液体であって、リン酸とクレゾールとのエステル、リン酸トリス(ジメチルフェニル)又はリン酸トリノルマルブチルを含むもの
- 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 軸受又はその部分品
- 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - 数値制御を行うことができる工作機械
 - 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。)
 - 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)
- 二次セル
- 波形記憶装置
- 電子部品実装ロボット
- 電子計算機又はその部分品
- 伝送通信装置又はその部分品
- フェーズドアレイアンテナ
- 通信妨害装置又はその部分品
- 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を感知することができる装置
- 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- センサー用の光ファイバー
- レーザー発振器又はその部分品
- 磁力計、水中電場センサー若しくはは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 重力計
- レーダー又はその部分品
- 加速度計又はその部分品
- ジャイロスコープ又はその部分品
- 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 水中用のカメラ又はその附属装置
- 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
- 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
- ガスタービンエンジン又はその部分品
- ロケット推進装置又はその部分品
- 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 航空機又はその部分品
- ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
- フラッシュ放電型のエックス線装置

日本では平和国家としての立場から、国際的合意に基づき、大量破壊兵器をはじめとする兵器等に用いられる可能性の高い貨物の輸出や技術の提供に関して、外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格な輸出管理が行われています。

大阪大学においても、研究が兵器等に転用されることのないよう、安全保障輸出管理への取り組みを積極的に行っています。

- 大阪大学安全保障輸出管理規程、安全保障輸出管理体制並びに本パンフレットは、下記ホームページからダウンロードできます。

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp

経済産業省安全保障貿易管理のホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

学内連絡先：

- 部局輸出管理担当者

()

- 国立大学法人 大阪大学 研究推進部研究推進課

TEL：06-6879-4829

Mail：s-export@ml.office.osaka-u.ac.jp

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1